

沿岸広域振興局長告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年3月29日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大川松草線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町大川字長田86番3地先内	新	m 42.7～6.7	m 68.8
	旧	59.6～9.5	68.8

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - (2) 期間 平成28年3月29日から同年5月2日まで